

平成 18 年 6 月 21 日
筑波大学

本学教員の懲戒処分について

昨日（平成 18 年 6 月 20 日）付けで、本学大学院教授を下記の理由により、懲戒処分として解雇したので報告いたします。

記

1 事案の概要と経緯

本学大学院教授が、平成 14 年 1 月に、相談のため同教授の研究室を訪れた女子学生に対し、わいせつな行為を行った。

当該女子学生は、その後 1 年以上にわたり、フラッシュバックなどの精神的後遺症に悩んだ末、平成 15 年 6 月に本学のセクシュアル・ハラスメント相談員に相談し、事件が発覚した。

これを受けて、平成 15 年 10 月に学内に調査委員会を設置し、調査を開始し、事実の確認に努めたが、当該教授は、その行為を否認しつづけ、逆に、女子学生の言動を非難するなど、調査は長期間を要することとなった。

その間、多くの関係者の事情聴取を行うなど、慎重に事実関係の解明を進めた結果、当該女子学生の訴えの内容が事実であると認定されたことから、教育研究評議会の審査の結果に基づいて当該教授の懲戒処分を決定した。

2 懲戒解雇とした理由

教育者としてより高い倫理及び道徳を求められる教授が、女子学生が相談に訪れた機会を利用し、わいせつ行為を行ったことは、極めて悪質であるばかりか、大学教育の根幹である学生と教員の信頼関係を損なうものである。

また、当該教授は、事件発覚後も否認を続ける中で、当該女子学生の言動を非難するなど、当該女子学生に更なる精神的苦痛を加えた。

これらを総合的に勘案し、懲戒解雇として、厳正な処分を行うこととした。

3 再発防止に向けた取り組み

本学においては、セクシュアル・ハラスメントの防止のための規則を制定し、機会あるごとにその周知・徹底を図るとともに、教育組織や職場ごとの相談員の配置、防止対策委員会の設置等の措置を講じている。

この度の事態を厳粛に受け止め、仕組み自体の総点検を行うとともに、再発防止に向けて全学的な取組を強化することとしたい。